

○西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(平成 16 年 12 月 28 日)

(西宮市規則第 21 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年西宮市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(申請書の記載事項)

第 2 条 条例第 3 条の申請書には申請年月日、申請者の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先、指定を受けようとする施設の名称並びに指定を受けようとする旨を記載しなければならない。

(選定委員会)

第 3 条 次に掲げる事項を審査するため、選定委員会を設置する。

- (1) 条例第 4 条の規定に基づく指定候補者の選定
- (2) 条例第 5 条の規定に基づく公募によらない指定候補者の選定

2 選定委員会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(指定の告示)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定管理者に指定した者の名称及び所在地
- (2) 指定施設の名称及び位置
- (3) 指定管理者に行わせる業務
- (4) 指定管理者に管理を行わせる期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。